

平成 26 年 7 月 1 日

報道各位

魚津市企画政策課
地域資源推進班

富山大学との地域連携包括協定に伴う魚津市立博物館の促進について

富山大学と魚津市が平成 23 年に締結した『魚津市と富山大学との連携協力に関する包括協定書』第 2 条（2）にある「知的・物的資源の相互活用」の充実を図るため、魚津市立博物館（魚津水族館・魚津埋没林博物館・魚津歴史民俗博物館）の利用に際して、下記の条件を満たした場合、魚津市立博物館条例第 7 条にある「入館料の減免」措置を適用し、全額免除することとしました。

富山大学の教員や学生達に魚津の博物館を知ってもらう機会をつくるとともに、大学との更なる連携強化を目指していきたいと考えています。

記

1. 富山大学所属の教員が、自身の研究または大学の授業等で博物館を利用する際には、各博物館の学芸員が解説などの対応を行うと共に、有料である水族館及び埋没林博物館を無料とする。
2. 富山大学において、富山大学の教員が中心となって開催される学会等の参加者に対して、魚津市内の博物館の入館料を免除する。

（※平成 26 年 7 月 1 日より適用開始予定）

<事務担当>

魚津市企画政策課
地域資源推進班 塩田
T E L 0765-23-1067
F A X 0765-23-1054

魚津市の3つの博物館を是非ご利用ください！

(平成26年7月1日より運用開始予定です。)

富山大学と魚津市が締結した地域包括連携協定書内にあります「知的・物的資源の相互活用」の充実を図るため、貴学の活動において、魚津市内にある3つの博物館（魚津水族館・魚津埋没林博物館・魚津歴史民俗博物館）を利用する際に下記の条件を満たした場合、入館料の減免措置を全適用し、全額免除することとしました。

魚津の博物館をもっと知り、ご利用いただけたらと考えておりますので、ぜひご利用ください。

1. 富山大学所属の教員が、自身の研究または大学の授業等で博物館を利用する際には、各博物館の学芸員が解説などの対応を行うと共に、有料である水族館及び埋没林博物館を無料とする。
2. 富山大学において、富山大学の教員が中心となって開催される学会等の参加者に対して、魚津市内の博物館の入館料を免除する。

【申請方法】

＜水族館・埋没林博物館をご利用の場合＞

原則として、1ヶ月前までに各博物館へ連絡し、当日までに必要事項（所属職員名（大学教員）、事業内容、人数）を記載した書類（書式は定めませんが、参考書式を添付）に押印のうえ、各博物館へ提出願います。

また、富山大学において開催、あるいは富山大学教員が中心となり開催される学会等の参加者には、参加者であることがわかるもの（学会資料や名札など）を提示し、その場で申請する。なお、この場合は後日学会担当者の方に当該学会等の資料の提出をお願いする場合があります。

＜歴史民俗博物館をご利用の場合＞

入館料無料のため、申請書は必要ありませんが、解説等の対応が必要な場合は教育委員会文化係へご連絡願います。

魚津水族館

通常入館料：750円

（個人・高校生以上）



TEL 0765-24-4100 FAX0765-24-4128

<http://www.city.uozu.toyama.jp/suizoku/>

suizoku@city.uozu.toyama.jp

魚津埋没林博物館

通常入館料：520円

（個人・高校生以上）



TEL 0765-22-1049 FAX0765-23-9105

<http://www.city.uozu.toyama.jp/nekkolnd/>

nekkolnd@city.uozu.toyama.jp

魚津歴史民俗博物館

通常入館料：無料



TEL 0765-23-1045(教育委員会文化係)

<http://www.nice-tv.jp/~rekihaku/>

learning@city.uozu.lg.jp

＜この特例措置に関する問い合わせ先＞

魚津市企画政策課 地域資源推進班 TEL0765-23-1067 FAX0765-23-1054 E-mail : planners@city.uozu.lg.jp